

おくやみハンドブック

おくやみに関連する各種手続きのご案内

おくやみ窓口「よりそい」のご予約はこちら

☎ 055-237-5274

予約受付：午前8時30分から午後5時15分(平日のみ)

- ▶ 予約制です。お電話をいただいた日の2日後から予約できます。(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)
- ▶ お手続き内容によっては、担当窓口にご案内する場合があります。

このハンドブックは、おくやみの手続きについて
まとめたものです。どうぞご活用ください。

中道地区・上九一色地区にお住まいの方はそれぞれの支所・出張所でお手続きができるものがあります。

詳しくはお問い合わせください。

中道支所 ☎055-266-3111

上九一色出張所 ☎0555-88-2111



甲府市

ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

甲府市では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでも分かりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

甲府市役所 055-237-1161 (代表)

もくじ

おくやみ窓口「よりそい」のご案内	P.2
よくあるご質問 [Q&A]	P.3
身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ (目安)	P.4
来庁時の持ち物について	P.5
市役所で行う手続き	P.7
年金届出、未支給年金請求、遺族年金請求	
健康保険、介護保険	
税金関係	
福祉に関する各種返還、請求	
児童手当、すこやか医療費助成など	
市営住宅、上下水道	
市役所で行うその他の手続き	
経済的援助制度のご案内	
甲府市役所本庁舎 2階・3階フロア案内図	P.18
その他、市役所以外で行う必要がある手続き (ご案内)	P.21
甲府・峡東クリーンセンターへのごみの持込みについて	P.26
相続に関する手続きチェックリスト	P.29
家系図	P.31
法務局からのお知らせ	P.33
委任状	P.36

おくやみ窓口「よりそい」のご案内

甲府市では、亡くなられた方のご遺族が市役所で行う各種手続きについてご案内するおくやみ窓口「よりそい」を設置しております。予約制となっておりますので、ご利用になる場合は、あらかじめお電話にてご予約ください。

※亡くなられた方（市内在住者）のご遺族が対象です。

※死亡届を甲府市役所以外の市区町村役場にご提出された場合は、おくやみの手続きができるまでに時間を要する場合があります。

おくやみ窓口「よりそい」でできること

●必要な手続きをまとめて受付できます

市役所での主な手続きについては、窓口を移動することなく、1ヶ所で完了することができます。

※一部、担当課でしかできない手続きもあります。

●書類の記入が省略できます

事前予約することで、亡くなられた方の住所・氏名など基本的な情報をあらかじめ申請書に印字するため、書類の記載を省略できます。



●専用ブースで安心して相談できます

予約方法について

おくやみ窓口「よりそい」は、事前予約制です。ご予約は、電話でお申し込みください。

●電話予約

☎ 055-237-5274

お電話いただいた日から2日後より予約できます。（土・日・祝日、年末年始を除く）

予約受付時間（平日のみ）：午前8時30分から午後5時15分まで

●利用時間

①午前9：15 ②午前10：30 ③午後1：15 ④午後2：30

※手続きの内容により、おくやみ窓口で受付後、直接担当課で手続きをしていただく場合があります。



甲府市おくやみ窓口よりそい
場 所：甲府市役所 本庁舎2階

よくあるご質問 [Q&A]

Q1 死亡届は提出したので、市役所での手続きはしなくてもよいですか？

A1 多くの方の場合、お手続きが必要となります。

＜主なもの＞

健康保険：国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入していた方は、葬祭費支給申請などの手続きがあります。亡くなられた方の社会保険の扶養になっていたご遺族の方が、国民健康保険に切り替える必要のある場合は、加入手続きが必要です。

介護保険：亡くなられた方が65歳以上の場合は、手続きが必要です。介護サービスの利用がなくても、保険料関係の手続きがあります。

年金関係：年金を受給されていた方は、未支給年金請求などの手続きがあります。年金受給前でも、「死亡一時金」などの請求ができる場合があります。

※ただし、各種請求手続きができる方には、一定の要件があります。

税金関係：課税状況などによって、お手続きが必要な場合があります。

その他：印鑑登録証の返還、原動機付自転車などの名義変更、犬の所有者変更など。

Q2 年金関係の手続きは年金事務所に行けばよいですか？

A2 国民年金以外の受給がある方につきましては、年金事務所への問い合わせをお願いいたします。詳しくは7・8ページをご覧ください。

国民年金のみを受給されていた方は、市役所でも手続き可能です。

Q3 亡くなられた方の保険証などで見つからないものがありますが手続きできますか？

A3 状況にあわせてご案内いたします。お持ちいただくものについては、5・6ページをご覧ください。

Q4 死亡の記載のある戸籍が必要ですが、すぐに取得できますか？

A4 原則として、死亡届を提出した後、戸籍審査を経て交付ができます。

届出内容の戸籍審査などに時間を要しますので、ご理解のほどお願いします。

Q5 市役所の手続きは誰でもできますか？

A5 相続人となる方が来庁してください。31ページの家系図を参考にしてください。相続人が来庁できない場合は、36ページの委任状が必要となります。

Q6 相続人が決まっていなくて手続きはできませんか？

A6 相続人を確定する必要はありません。ただし、今後、市役所からお送りする通知などを受け取っていただく方を決めていただく必要があります。

身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (22～23ページ参照) ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認 	
4ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告 (30ページ参照)
6ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○固定資産税にかかる現所有者の申告 (11ページ参照)
10ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○遺産分割協議 (29ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告 (30ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> ○遺留分侵害額請求 	

チェックリスト（各種手続き）

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

甲府市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、少しずつでも必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

来庁時の持ち物について

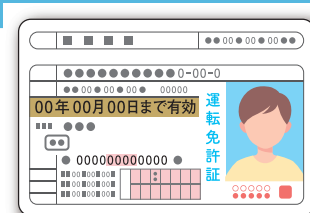
おくやみ窓口にお越しの際には、次のうち該当するものをお持ちください。お手続きにより下記以外の持ち物が必要な場合があります。詳しくは、7ページ以降をご確認ください。

ご遺族のもの

- 来庁される方の本人確認書類**（下記「本人確認書類について」参照）
- 印鑑**（朱肉を使用するもの(認印)、相続人代表者(※)、喪主及び世帯主のもの)
※法定相続人のうち、各種手続きの通知先として法定相続人を代表していただきます。所有権や相続割合などを決めるものではありません。相続順位の例示については、31ページをご参照ください。
- 喪主および亡くなられた方の葬祭を行ったことが確認できるもの**
（会葬礼状、葬儀日程表など喪主、亡くなられた方、葬祭日が明記されているもの）
- 預貯金通帳**（相続人代表となる方、喪主、未支給年金請求者）
- 未支給年金などを請求される方のマイナンバーカード、または個人番号通知カード**
※未支給年金とは、年金を受けている方が亡くなられたときに、まだ受け取っていない年金のことです。
- 新たに口座振替をする口座のキャッシュカード**
※亡くなられた方名義の預貯金口座から市税や保険料等の口座振替を行っており、引き続き口座振替を希望する場合には、新たに振替をされる口座のキャッシュカードをお持ちいただくと、口座振替のお手続きができます。（キャッシュカードの種類や付加機能によってはお手続きできない場合があります。）
- 高額療養費、高額介護サービス費等の支給を申請する場合は、相続関係が確認できる書類（戸籍謄本、法定相続情報一覧図、公正証書遺言など）**
- 委任状**
※次のような場合には委任状が必要となります。36ページの委任状にご記入のうえ、切り離してご利用ください。
 - 国民健康保険の資格喪失手続きを別世帯の方が行うとき
 - 戸籍・住民票・税に関する証明書の請求を代理人が行うとき

本人確認書類について

- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きのもの）**
運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳 など
- 写真付きのものがない場合は、次から2点**
 - A：健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳 など
 - B：本人名義の預貯金通帳、キャッシュカード、クレジットカード など※「Aのみ2点」または「AとBの組み合わせによる2点」が必要です。



亡くなられた方のもの

年金証書および年金手帳・日本年金機構発行の振込はがきなど

印鑑登録証、住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）

国民健康保険被保険者証

※世帯主が亡くなられ、同一世帯の中に国民健康保険の加入者がいる場合は、国民健康保険に加入する全員分の被保険者証（70歳から74歳の方は、被保険者証兼高齢受給者証）が必要です。

※葬祭を行った方（喪主）は葬祭費を請求できますので、喪主および亡くなられた方の葬祭を行ったことが確認できるもの（5ページ参照）をご持参ください。

後期高齢者被保険者証

※葬祭を行った方（喪主）は葬祭費を請求できますので、喪主および亡くなられた方の葬祭を行ったことが確認できるもの（5ページ参照）をご持参ください。

介護保険被保険者証

身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳

すこやか子育て医療費助成金受給資格証、ひとり親家庭等医療費助成金受給者証

その他、市役所から交付された証書類で、ご不明なもの

相続人代表者が、法定相続人ではなく遺言書によって相続人となられた場合、遺言書（公正証書遺言、秘密証書遺言、自筆証書遺言（検認済のもの））をお持ちください。

亡くなられた方名義で原動機付自転車や小型特殊自動車をお持ちの場合、ナンバープレート（紛失・盗難などの理由で持参できない場合は、別途書類が必要となる場合がありますので、市民税課（237-5399）に一度ご連絡ください）をお持ちください。

MEMO

市役所で行う手続き（年金届出、未支給年金請求、遺族年金請求）

チェックリスト（各種手続き）

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

区分	☑	亡くなられた方	主な手続き	必要なもの	担当課
年金	☐	国民年金のみを受給または加入されている方	未支給年金、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金の請求など	①年金証書及び基礎年金番号がわかるもの ②請求者の印鑑（認印） ③請求者名義の振込先預金通帳 ④請求者のマイナンバーカードまたは通知カード ※マイナンバーが確認できない場合 →請求者の住民票謄本 （世帯全員の写し、全部記載のもの） ⑤請求者と亡くなられた方の関係がわかる戸籍 ⑥死亡日が確認できる書類 （死亡診断書の写し、除籍謄本など） ⑦生計同一関係に関する申立書 （亡くなられた方と請求者の住所が異なる場合） ⑧請求者が手続に来られない場合は委任状（委任された方の顔写真付の本人確認ができるものを持参）	市民課 国民年金係 2階①番窓口 電話：237-5385
	☐	厚生年金を受給または加入されている方	年金事務所へ直接お問い合わせください。		甲府年金事務所 電話：252-1431 竜王年金事務所 電話：278-1100 大月年金事務所 電話：0554-22-3811
	☐	共済年金を受給している方	各共済組合へ直接お問い合わせください。		
	☐	恩給を受給している方	総務省恩給相談窓口へ直接お問い合わせください。		総務省恩給相談窓口 電話：03-5273-1400
	☐	農業者年金を受給または加入されている方	未支給金、死亡一時金の請求など	最寄りのJA窓口へ直接お問い合わせください。	
	☐	企業年金を受給している方	各企業年金基金等または企業年金連合会へ直接お問い合わせください。		企業年金 コールセンター 電話：0570-02-2666

※未支給年金を請求できるご遺族は、亡くなられた方と生計を同じくしていた方です。

甲府年金事務所のご案内

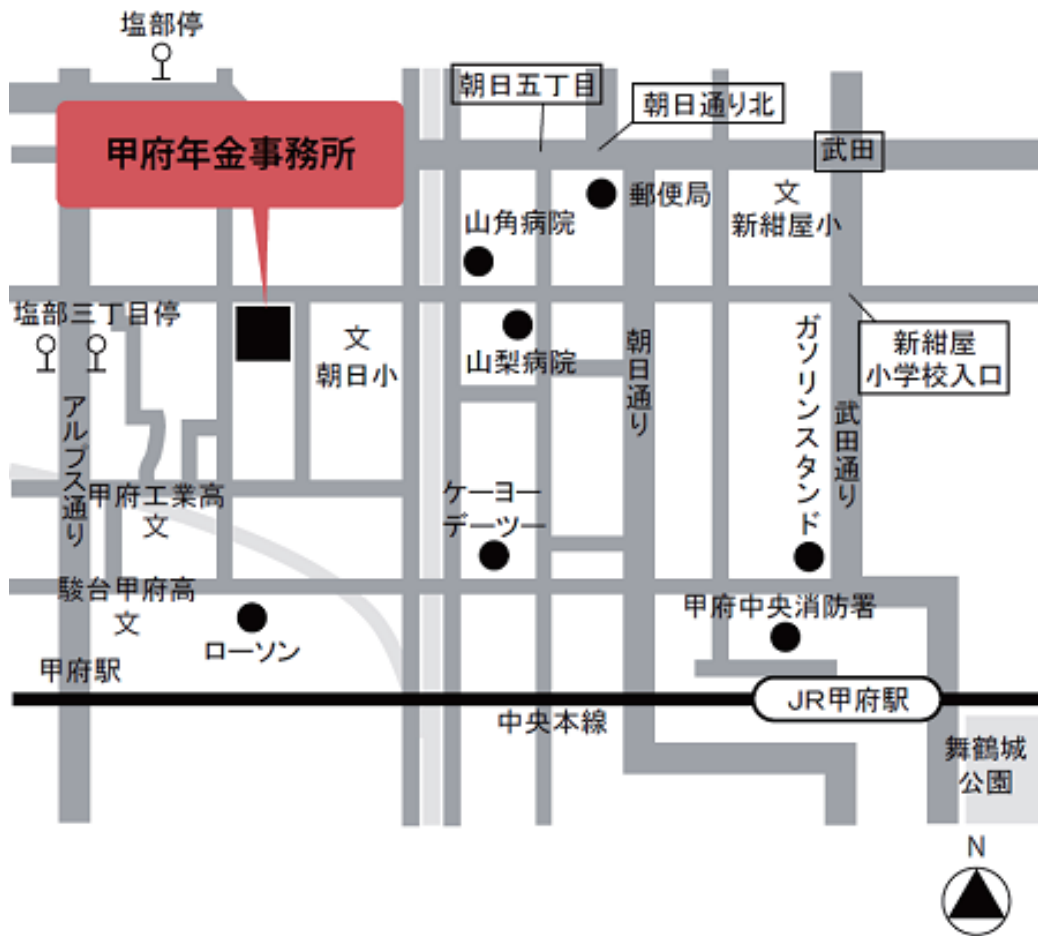
手続きに行かれる前に、甲府年金事務所へ必要な書類のご確認及びご予約をお願いいたします。
※年金事務所でのお手続きを代理の方が行う場合は、別途、委任状が必要となります。

甲府年金事務所

所在地：〒400-8565 甲府市塩部1-3-12

☎ 055-252-1431

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日・年末年始はお休みです）



ねんきんダイヤル 0570-05-1165

MEMO

チェックリスト（各種手続き）

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

市役所で行う手続き（健康保険、介護保険）

チェックリスト（各種手続き）

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

区分	☑	亡くなられた方	主な手続き	必要なもの	担当課
保険	☐	国民健康保険に加入している方または国民健康保険に加入している世帯員がいる世帯主の方	<ul style="list-style-type: none"> 資格喪失届（被保険者証および各種認定証の返還、送付先届） 葬祭費支給申請 <p><世帯主が亡くなられた場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 世帯に交付している被保険者証の記載事項変更 限度額適用認定証の交付を受けている方の記載事項変更と所得区分の確認 高額療養費、療養費などの振込口座の変更 <p><70歳から74歳の方が亡くなられた場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者証兼高齢受給者証の負担割合の確認 限度額適用認定証の所得区分の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなられた方の被保険者証および各種認定証 手続きする方の印鑑（認印） 手続きする方の本人確認書類（運転免許証など） 委任状（亡くなられた方と別世帯の方が手続きする場合） 喪主および亡くなられた方の葬祭を行ったことが確認できるもの（5ページ参照） 喪主の印鑑（認印） 喪主名義の振込先口座が確認できるもの <ul style="list-style-type: none"> 世帯全員の被保険者証 世帯に交付されている限度額適用認定証 相続関係が確認できる書類（戸籍謄本など） 相続人代表となる方の印鑑（認印） 相続人代表となる方名義の振込先口座が確認できるもの <p>※必要なものは、相続人代表となる方により異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 亡くなられた方以外に70歳から74歳の加入者がいる場合は、被保険者証兼高齢受給者証 世帯に交付されている限度額適用認定証 	<p>健康保険課 保険料係 2階②番窓口 電話：237-5368</p> <p>給付係 2階②番窓口 電話：237-5371</p>
	☐	後期高齢者医療保険に加入している方	<ul style="list-style-type: none"> 資格喪失届（被保険者証および各種認定証の返還、送付先届） 葬祭費支給申請 高額療養費、療養費等の振込口座の変更 	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなられた方の被保険者証および各種認定証 手続きする方の本人確認書類（運転免許証など） 喪主および亡くなられた方の葬祭を行ったことが確認できるもの（5ページ参照） 喪主の印鑑（認印） 喪主名義の振込先口座が確認できるもの 相続関係が確認できる書類（戸籍謄本など） 相続人代表となる方の印鑑（認印） 相続人代表となる方名義の振込先口座が確認できるもの <p>※必要なものは、相続人代表となる方により異なります。</p>	<p>健康保険課 後期医療係 2階②番窓口 電話：237-5617</p>

区分	☑	亡くなられた方	主な手続き	必要なもの	担当課
介護	<input type="checkbox"/>	65歳以上の方または介護認定を受けている方	<ul style="list-style-type: none"> 資格喪失届（被保険者証および各種証の返還、送付先届） 介護保険高額介護保険サービス費など支給申請（該当の方） 介護認定申請取下申請（該当の方） 	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなられた方の介護保険被保険者証（緑色） 以下該当の方 <ul style="list-style-type: none"> 亡くなられた方の介護保険負担割合証（水色） 亡くなられた方の負担限度額認定証（ピンク色） 亡くなられた方の社会福祉法人の負担限度額認定証（黄色またはオレンジ色） 相続人代表となる方の振込先口座がわかるもの 相続人代表となる方の印鑑（認印） 相続関係が確認できる書類（戸籍謄本など） ※相続人代表者が亡くなられた方と同一世帯の配偶者の場合は不要	長寿介護課 保険給付係 2階③番窓口 電話：237-5478
	<input type="checkbox"/>	思いやり駐車区画利用証の交付を受けている方	<ul style="list-style-type: none"> 利用証の返却 	<ul style="list-style-type: none"> 思いやり駐車区画利用証 	
高齢者	<input type="checkbox"/>	家族介護慰労金支給を受けている方	<ul style="list-style-type: none"> 廃止の届出 	<ul style="list-style-type: none"> 手続きする方の印鑑（認印） 	長寿介護課 高齢者支援係 2階④番窓口 電話：237-5613
	<input type="checkbox"/>	配食サービスを受けている方			
	<input type="checkbox"/>	高齢者福祉電話設置サービスを受けている方			
	<input type="checkbox"/>	独居高齢者等寝具乾燥サービスを受けている方			
	<input type="checkbox"/>	介護用品購入クーポン券を交付されている方	<ul style="list-style-type: none"> 廃止の届出 利用券の返納 	<ul style="list-style-type: none"> 手続きする方の印鑑（認印） 未使用の利用券 	
	<input type="checkbox"/>	ねたきり高齢者等訪問理髪及び美容サービスを受けている方			
	<input type="checkbox"/>	外出支援サービスを受けている方			
	<input type="checkbox"/>	笑顔ふれあい介護サポーターの登録をしている方	<ul style="list-style-type: none"> 廃止の届出 サポーター証、サポーター手帳の返却 	<ul style="list-style-type: none"> 手続きする方の印鑑（認印） サポーター証、サポーター手帳 	
	<input type="checkbox"/>	緊急通報装置（ふれあいペンダント）の貸与がある方	<ul style="list-style-type: none"> 廃止の届出 緊急通報装置の撤去、返還 	<ul style="list-style-type: none"> 特になし 	
	<input type="checkbox"/>	思いやり駐車区画利用証の交付を受けている方	<ul style="list-style-type: none"> 利用証の返却 	<ul style="list-style-type: none"> 思いやり駐車区画利用証 	

市役所で行う手続き（税金関係）

チェックリスト（各種手続き）

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

区分	☑	亡くなられた方	主な手続き	必要なもの	担当課
税金	☐	市・県民税が課税されている方	市・県民税に関する相続人代表者届出書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 相続人代表となる方の印鑑（認印） 相続人代表となる方の本人確認書類（運転免許証など） 	市民税課 個人市民税係 3階⑩番窓口 電話：237-5398
	☐	原動機付自転車または小型特殊自動車を所有している方	廃車または名義変更	<ul style="list-style-type: none"> 手続きする方の本人確認書類（運転免許証など） 標識交付証明書（無くても手続き可） ナンバープレート（ナンバーが返納できない場合は自認書が必要になります） 	市民税課 法人諸税係 3階⑩番窓口 電話：237-5399
	☐	固定資産をお持ちの方	相続人代表者「現所有『代表』者」の指定	<ul style="list-style-type: none"> 相続人代表となる方の印鑑（認印）、相続関係が確認できる書類（戸籍謄本など） ※手続きの説明となる場合があります。	資産税課 3階⑨番窓口 土地係 電話：237-5407 家屋係 電話：237-5426
	☐	共有名義の固定資産をお持ちの方で共有代表をされていた方	共有代表者の変更	<ul style="list-style-type: none"> 新たに代表者となる方の印鑑（認印） ※手続きの説明となる場合があります。	
	☐	未登記家屋をお持ちの方	未登記家屋の名義変更	<ul style="list-style-type: none"> 登記をされていない家屋（未登記家屋）については「家屋補充課税台帳登録名義人の変更申請書」にて申請していただきます。 ※手続きの説明となります。	
	☐	市税等を亡くなられた方の口座から振替されている方	口座振替の変更または廃止など	<ul style="list-style-type: none"> 納税通知書や領収書（今後も口座振替を希望される方） 希望される銀行口座のキャッシュカード キャッシュカードの暗証番号（手続き時に必要） ※お手続きにつきましては、個別の状況でご案内いたします。収納課へご連絡ください。	収納推進課 収納係 3階⑫番窓口 電話：237-5440

市役所で行う手続き（福祉に関する各種返還、請求）

区分	☑	亡くなられた方	主な手続き	必要なもの	担当課
障がい	☐	山梨県心身障害者扶養共済制度に加入している方	心身障がい者の方の保護者が亡くなられたとき 年金給付請求	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなられた加入者（保護者）が除かれた住民票の写し 年金受給権者（障がい者）の住民票の写し 年金受給権者（障がい者）の印鑑（認印） 年金受給権者（障がい者）の振込先口座がわかるもの 医師が発行する死亡診断書（原本または原本証明されたもの） 加入日から2年以内に亡くなられた場合は、「死亡診断書に代わって死亡証明書」（指定様式） 山梨県心身障害者扶養共済制度加入証書 	障がい福祉課 相談支援係 2階⑤番窓口 電話：237-5240 または 山梨県 障害福祉課 電話：223-1460

区分	☑	亡くなられた方	主な手続き	必要なもの	担当課
障がい	☐		心身障がい者の方が亡くなられたとき 弔慰金請求	<ul style="list-style-type: none"> 加入者（保護者）の住民票の写し 亡くなられた障がい者が除かれた住民票の写し 加入者（保護者）の印鑑（認印） 加入者（保護者）の振込先口座がわかるもの 	障がい福祉課 相談支援係 2階⑤番窓口 電話：237-5240 または
	☐		扶養共済年金受給者が亡くなられたとき死亡（重度障害）届	<ul style="list-style-type: none"> 山梨県心身障害者扶養共済年金証書 年金受給権者（障がい者）が除かれた住民票の写し 	山梨県 障害福祉課 電話：223-1460
	☐	身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳をお持ちの方	手帳返還	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなられた方の手帳 	障がい福祉課 相談支援係 2階⑤番窓口 電話：237-5240
	☐	自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方	受給者証返還	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証（精神通院） 	
	☐	育成医療受給者証、更生医療受給者証をお持ちの方	受給者証の返還 または支給認定申請書の取下	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなられた方の育成医療受給者証、または更生医療受給者証 手続きする方の印鑑（認印） 手続きする方の本人確認書類（免許証など） 	障がい福祉課 医療支援係 2階⑤番窓口 電話：237-5642
	☐	特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当・甲府市心身障害児福祉手当を受給している方	資格喪失届 または 死亡届	<ul style="list-style-type: none"> 相続される方の印鑑（認印、朱肉の使える印鑑） 相続される方の振込先口座がわかるもの（預金通帳） 死亡診断書の写し 亡くなったことのわかる戸籍（除）謄本など 受給者と相続関係が確認できる書類（戸籍謄本など） 特別児童扶養手当証書 	
	☐	障がい者タクシー利用券をお持ちの方	障がい者タクシー利用券返還	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなられた方の障がい者タクシー利用券 	
	☐	受給者証（障害福祉サービス・地域相談支援・療養介護・障害児通所支援）をお持ちの方	受給者証返還	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなられた方の受給者証 	障がい福祉課 サービス支援係 2階⑤番窓口 電話：237-5654
☐	普通自動車税の減免を受けている方	登録削除	<ul style="list-style-type: none"> 山梨県自動車税センターに連絡し、手続きを行ってください。 	山梨県自動車税センター 所在地 笛吹市石和町唐柏1000-4 電話：262-4662	

市役所で行う手続き（福祉に関する各種返還、請求）

チェックリスト（各種手続き）

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

区分	☑	亡くなられた方	主な手続き	必要なもの	担当課
障がい	☐	自動車燃料費助成を受けている方	申立書、口座振替支払変更届の提出	※中北保健福祉事務所に連絡し、手続きを行ってください。 ・申立書 ・亡くなられた方の死亡日がわかる書類の写し（除籍謄本写し、死亡証明書の写しなど） ・相続する方と亡くなられた方の関係がわかる書類の写し（戸籍（除）謄本など） ・口座振替支払変更届 ・亡くなられた方の障害者手帳の写し ・車検証の写し	中北保健福祉事務所 所在地 葦崎市本町4-2-4 電話： 0551-23-3443
	☐	介助用自動車購入等助成を受けて6年以内の方（軽自動車の場合は4年以内の方）	残りの財産処分制限期間に相当する分の助成金の返還	・印鑑（朱肉の使えるもの） ・申請者の本人確認書類	障がい福祉課 医療支援係 2階⑤番窓口 電話：237-5642
	☐	重度心身障害者（児）医療費助成金を受給している方	受給者証の返還 振込口座の変更	・重度心身障害者（児）医療費助成金受給者証 ・相続人代表となる方の印鑑（朱肉使用のもの） ・相続人代表となる方の通帳 ・相続人代表となる方の本人確認書類 ・受給者と相続人代表となる方との関係が確認できる戸籍 （受給者と相続人代表となる方が別世帯の場合など） ・代理の方の本人確認書類（代理の方が申請する場合） ・代理の方の印鑑（代理の方が申請する場合） ※原則、相続人代表となる方の来庁が必要です。 ※必要なものは、相続人代表となる方により異なります。	
	☐	NHK受信料の免除を受けている方	NHK受信料の名義変更、解約	NHKに連絡し、手続きを行ってください。	NHK甲府放送局 営業部 電話：255-2100
	☐	有料道路障害者割引を受けている方（ETC利用者）のみ	障害者割引の登録削除依頼	有料道路ETC割引登録係に連絡してください。	有料道路ETC割引登録係 電話： 045-477-1233
医療費助成	☐	小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方	小児慢性特定疾病医療受給者証の返還	右記に連絡し、手続きを行ってください。	母子保健課 母子保健係 所在地 甲府市相生2-17-1 電話：237-8950
	☐	養育医療券をお持ちの方	養育医療券の返還及び報告書の提出	右記に連絡し、手続きを行ってください。	

区分	☑	亡くなられた方	主な手続き	必要なもの	担当課
医療費助成	☐	特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方	特定医療費(指定難病)受給者証の返還	右記に連絡し、手続きを行ってください。	地域保健課 保健予防係 所在地 甲府市相生2-17-1 電話:237-2505
	☐	山梨県先天性血液凝固因子障害等受給者証をお持ちの方	山梨県先天性血液凝固因子障害等受給者証の返還	右記に連絡し、手続きを行ってください。	
	☐	特定疾患医療受給者証をお持ちの方	特定疾患医療受給者証の返還	右記に連絡し、手続きを行ってください。	

市役所で行う手続き（児童手当、すこやか医療費助成など）

区分	☑	亡くなられた方	主な手続き	必要なもの	担当課	
子ども	☐	児童手当支給対象の児童の方	受給事由消滅または額改定(減額)	・特になし	子育て支援課 子育て支援係 3階⑥番窓口 電話:237-5674	
	☐	児童扶養手当支給対象の児童の方	資格喪失または額改定(減額)	・児童扶養手当証書		
	☐	すこやか子育て医療費助成を受けている児童の方	資格喪失または受給資格証の返還	・亡くなられた児童のすこやか子育て医療費助成金受給資格証 ・保護者の印鑑(認印)		
	☐	ひとり親家庭等医療費助成を受けている児童の方	資格喪失または受給者証の返還	・亡くなられた児童のひとり親家庭等医療費助成金受給者証 ・保護者の印鑑(認印)	学事課 保健給食係 9階 電話:223-7322	
	☐	就学援助認定者の児童生徒又は保護者の方	就学援助変更申請	個別の状況に応じてご案内します。		
	☐	児童手当を受給している保護者の方	受給者の変更 未支払い手当の請求	・健康保険証(新しい受給者分) ・預金通帳など振込先口座がわかるもの(新しい受給者・児童分) ・マイナンバー確認書類(新しい受給者・児童分) ※代理人が申請する場合は、代理人の本人確認書類		子育て支援課 子育て支援係 3階⑥番窓口 電話:237-5674
	☐	児童扶養手当を受給している保護者の方	受給者死亡の届出 未支払い手当の請求	状況に応じて異なります。 ご案内しますので担当課までご連絡ください。		
☐	すこやか子育て医療費助成を受けている児童の保護者の方	保護者変更	・児童のすこやか子育て医療費助成金受給資格証 ・新しい保護者の印鑑(認印) ・健康保険証(新しい保護者・児童分) ・預金通帳など振込先口座がわかるもの(新しい保護者分)			

市役所で行う手続き（児童手当、すこやか医療費助成など）

区分	☑	亡くなられた方	主な手続き	必要なもの	担当課
子ども	☐	ひとり親家庭等医療費助成を受けている保護者の方	受給者証の返還	状況に応じて異なります。 ご案内しますので担当課までご連絡ください。	子育て支援課 子育て支援係 3階⑥番窓口 電話：237-5674
	☐	保育園・認定こども園等の在園児または保護者の方	支給認定内容の変更、入退所に係る手続きなど、保育に係る手続き	状況に応じて異なります。 ご案内しますので担当課までご連絡ください。	子ども保育課 子ども保育係 3階⑦番窓口 電話：298-4473

市役所で行う手続き（市営住宅、上下水道）

区分	☑	亡くなられた方	主な手続き	必要なもの	担当課
市営住宅	☐	市営住宅に入居していた方	退去、または契約者の変更 世帯人数の変更	個別の状況に応じてご案内します。 ※手続きの内容によっては複数回の来庁が必要です。	住宅課 住宅係 8階 電話：237-5812
上下水道	☐	水道、下水道	名義変更・閉栓（使用中止）	甲府市上下水道局サービスセンターに連絡し、手続きを行ってください。	甲府市上下水道局 サービスセンター 所在地 甲府市下石田 2-23-1 電話：228-3311
	☐	下水道に接続されており、井戸水のみを使用している世帯	世帯人数の変更	<ul style="list-style-type: none"> 水道水以外の水による汚水排出量認定申請書 手続きする方の印鑑（認印） 	
	☐	公共下水道事業受益者負担金を納付中または猶予中の方	受益者の変更（必ず手続きが必要です） 登録口座の変更が必要な場合	受益者変更 <ul style="list-style-type: none"> 下水道事業受益者変更届の提出 新たに受益者となる方の印鑑（認印） 	上下水道局計画課 管理計画係 所在地 甲府市下石田 2-23-1 電話：223-7355
農業集落排水	☐	農業集落排水施設を使用している方	名義変更 世帯人数の変更 登録口座変更	<ul style="list-style-type: none"> 農業集落排水施設使用開始（変更）届の提出（名義変更及び世帯人数の変更、休止などの手続きができます） 農業集落排水施設使用料口座振込依頼書の提出（使用料の引落とし口座変更手続きができます） ※古関町、梯町地区で使用している方が対象です。 ※手続きに必要な書類は、農政課（本庁舎8階）及び上九一色出張所に設置してあります。	農政課 施設係 8階 電話：298-4836

市役所で行うその他の手続き

区分	☑	亡くなられた方	主な手続き	必要なもの	担当課
墓地	☐	つつじが崎霊園を使用している方	墳墓地使用権 継承承認申請 焼骨埋収蔵承認申請（つつじが崎霊園に納骨する場合）	墳墓地使用者が死亡した場合は使用権継承手続きが必要です。 個別の状況に応じてご案内します。 ・墳墓地使用許可証 ・死体火葬許可証 ・手続きをする方の印鑑（認印）	公園緑地課 公園係 6階 電話：223-6101
浄化槽	☐	浄化槽を管理している方	浄化槽管理者 変更報告書	・新たに浄化槽管理者（使用者）となる方の印鑑（認印）	環境保全課 環境保全係 所在地 甲府市上町601-4 電話：241-4312
	☐	公設浄化槽を管理している方	浄化槽管理者 変更報告書	・新たに浄化槽管理者（使用者）となる方の印鑑（認印） ・振替口座がわかるもの（通帳など） ・口座名義人の印鑑（通帳届出印） ・口座振替依頼書（金融機関へ直接提出）	
犬	☐	犬を所有している方	所有者の変更	個別の状況に応じてご案内します。	甲府市保健所 衛生薬務課 所在地 甲府市相生2-17-1 電話：237-2550
ごみ	☐	亡くなられた方のごみの処理（持込）をされる方	ごみ処理の申込	26ページをご確認ください。	甲府・峡東 クリーンセンター 所在地 笛吹市境川町寺尾 1440-1 電話：266-7744
農地	☐	農地を相続された方	農地法第3条の3第1項の規定による届出	・法務局へ相続登記した登記簿謄本の写し ・相続した方の印鑑（認印）	農業委員会事務局 8階 電話：237-5892
森林	☐	森林を相続された方 ※地域森林計画の対象となっている森林のみ	森林法第10条の7の2第1項の規定による届出	・森林の土地の位置を示す図面 ・森林の土地の登記事項証明書など権利を取得したことがわかる書類 ・相続された方の印鑑（認印）	林政課 森林保全係 8階 電話：298-4837

経済的援助制度のご案内

チエックリスト（各種手続き）

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

区分	☑	亡くなられた方	主な手続き	必要なもの	担当課
経済的援助	☐	原則18歳に達する日以後の3月31日までの間の児童を養育している方	児童扶養手当	ひとり親家庭等に対する手当を受けることができる場合があります。状況に応じて異なります。ご案内しますので担当課までご連絡ください。	子育て支援課 子育て支援係 3階⑥番窓口 電話：237-5674
	☐	18歳に達する日以後の3月31日までの間の児童を養育している方	ひとり親家庭等 医費助成	ひとり親家庭等に対する医療費の助成を受けることができます。状況に応じて異なります。ご案内しますので担当課までご連絡ください。	
	☐	小中学校に在学する児童生徒がいる方	就学援助	経済的な理由により、お子さんを小中学校へ就学させることにお困りのご家庭に対して、学校で必要な学用品費、給食費、修学旅行費などの費用の一部を市が援助する制度で、世帯員（同居含む）の前年の収入に応じて対象になります。個別の状況に応じてご案内します。	学事課 保健給食係 9階 電話：223-7322
	☐	東八聖苑を利用した古閑町・梯町にお住まいの方	東八聖苑使用料助成（差額分の返金）	<ul style="list-style-type: none"> 申請者（喪主等）の印鑑 申請者名義の振込先口座が確認できるもの 火葬許可証の写し（火葬済み証明のあるもの） 東八聖苑使用許可証の写し 東八聖苑使用領収書 	上九一色出張所 甲府市古閑町1158 電話：0555-88-2111 衛生業務課 衛生業務係 甲府市相生2-17-1 電話：055-237-2550 市民課 戸籍係 2階①番窓口 電話：237-5349

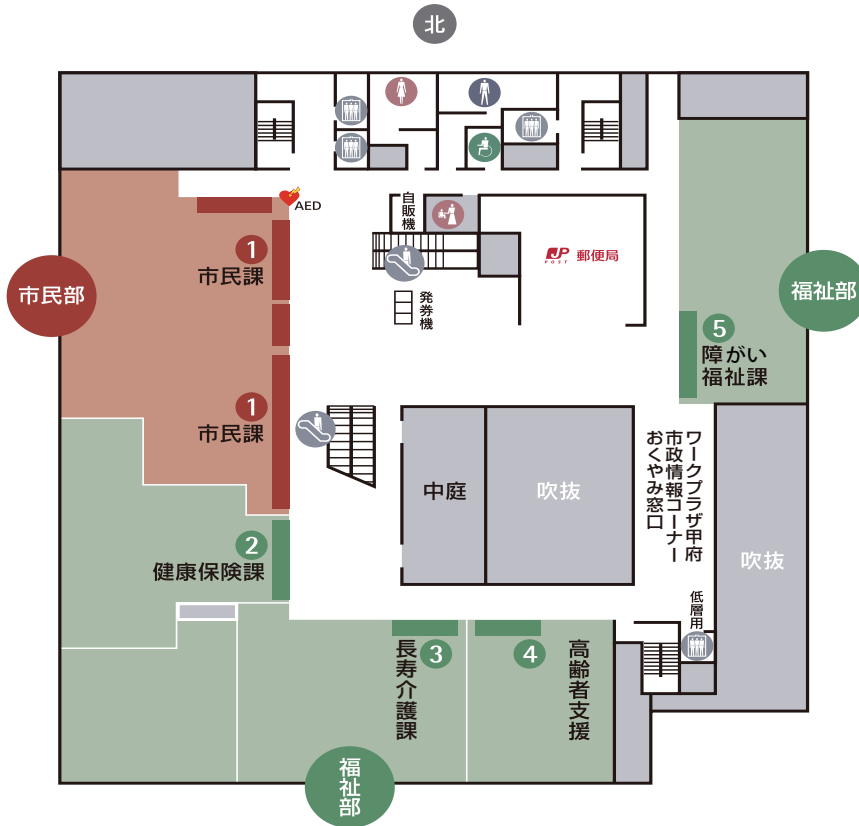
MEMO

甲府市役所本庁舎 フloor案内図

甲府市役所
Kofu City Hall

2F

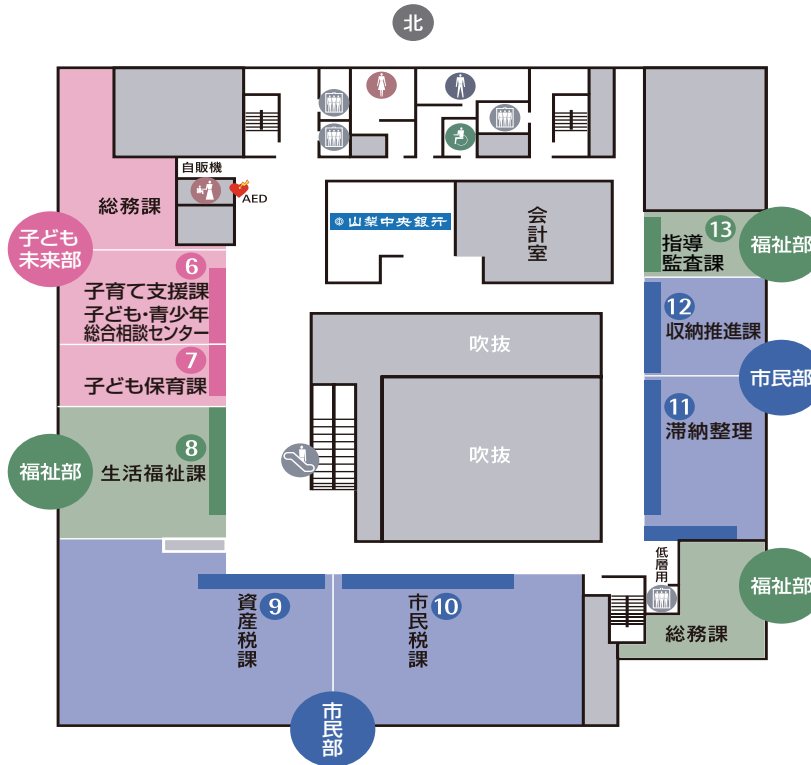
フロアご案内
Floor Information



甲府市役所
Kofu City Hall

3F

フロアご案内
Floor Information



- 女子トイレ
- 男子トイレ
- 多目的トイレ
- 授乳室
- エスカレーター
- エレベーター

チェックリスト（各種手続き）

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

市税・保険料・使用料などのお支払いに 『口座振替』をご利用の方へ

甲府市の税金などのお支払いに
口座振替をご利用いただいている方
で、「口座名義人がお亡くなりになっ
た時」は、口座凍結などの理由により口座振替（引き落と
し）ができない場合があります。



その際、口座振替は自動的に解除され納付書払いに切り
替わります。

※口座振替（引き落とし）ができなかった場合は、「口座振替不能通知書
（納付書同封）」をお送りした後、納付書払いに切り替わります。

【納付場所】 収納推進課、各窓口センター、コンビニエンスストア
金融機関

【納付方法】 QRコードを利用、PayPayアプリ、クレジット

◎不明な点がございましたら収納推進課まで連絡をお願い
いたします。

お問い合わせ先：収納推進課（TEL 055-237-5440）

支払方法についてはホームページでもご確認いただけます。

甲府市ホームページはこちらから <https://www.city/kofu.yamanashi.jp>



空き家のことは 空き家相談窓口 (空き家対策課) へ気軽にご相談ください

- ◎ 9つの団体と協定を結び、空き家の総合的な相談窓口を設置しています。
- ◎ 各団体推薦の業者一覧表をご用意しています。
 - ・ 不動産会社一覧（売却・賃貸）
 - ・ 解体業者一覧（解体）
 - ・ 造園業者一覧（高木管理・伐採）



放置のデメリット・売却・解体・管理・賃貸・登記のことをまとめた

空き家相談小冊子を配布。

配布場所：本庁舎総合窓口、おくやみ窓口「よりそい」、8階空き家対策課。その他市内各公民館等

甲府市まちづくり部まちづくり総室空き家対策課
〒400-8585 甲府市丸の内1-18-1 本庁舎8階
電話 055-237-5350 FAX 055-230-1039

その他、市役所以外で行う必要がある手続き（ご案内）

チェックリスト（各種手続き）

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

区分	☑	亡くなられた方	主な手続き	必要なもの	担当課
その他市役所以外で行う手続き	☐	遺言書 (法務局保管)	保管の有無の確認 遺言書の内容の証明書取得 遺言書の閲覧	右記へお問い合わせください。	甲府地方法務局 甲府市丸の内 1-1-18 (甲府合同庁舎) 電話： 252-7151 (代表) 〈自動音声ガイダンス④〉
	☐	遺言書 (自宅等保管)	検認・開封	申立先は、亡くなられた方の住所地を管轄する家庭裁判所 ・遺言原本 ・申立人の戸籍謄本 ・遺言者の除籍謄本 など 事案によって必要書類は異なります。	甲府家庭裁判所 甲府市中央1-10-7 電話：213-2541
	☐	相続放棄	口座解約または名義変更手続き	相続放棄は、相続を知った日から3 カ月以内に、亡くなられた方の住所地を管轄する家庭裁判所へ申し立てる必要があります。 相続放棄には2種類があります。 ・相続放棄 ・限定承認(引き継いだ財産の範囲内で負債も含めて相続します。相続人全員の合意が必要です。) 事案によって必要書類は異なります。	
	☐	預貯金口座など	口座解約または名義変更手続き	・亡くなられた方の出生から死亡までの戸籍謄本 ・相続人の印鑑証明書 など ※金融機関・取引内容などによって必要書類は異なります。	取引していた各金融機関など
	☐	生命保険など	死亡保険金の請求 入院給付金の請求 など	・保険金請求書 ・保険証券 ・戸籍謄本 ・死亡診断書 など ※保険会社・契約内容などによって必要書類は異なります。	加入していた生命保険会社または代理店
	☐	損害保険など	名義変更・解約 など	・亡くなられた方の死亡の記載のある戸籍謄本 ・相続人との関係がわかる戸籍謄本 など ※保険会社・契約内容などによって必要書類が異なります。	加入していた損害保険会社または代理店
	☐	株式など	名義変更	・亡くなられた方の出生から死亡までの戸籍謄本 ・相続人の戸籍謄本 ・相続人の印鑑証明書 など ※証券会社などによって必要書類は異なります。	証券会社など

区分	☑	亡くなられた方	主な手続き	必要なもの	担当課
その他市役所以外で行う手続き	☐	国債 (戦没者弔慰金)	記名変更 償還金受領	<ul style="list-style-type: none"> 国債（または証券保管証書） 記名者の死亡を証明できる戸籍書類 記名者と相続人の戸籍上の関係が証明できる戸籍謄本 印鑑 	償還金支払場所 または 証券保管証書に記載の郵便局
	☐	普通自動車	自動車税に関する こと及び名義 変更などに関する こと	税金（自動車税）については、右記へ お問い合わせください。	山梨県自動車税センター 笛吹市石和町唐柏 1000-4 電話：262-4662
	☐			普通自動車の名義変更などについては、 右記へお問い合わせください。 ※毎年4月1日現在の所有者（使用者）に 課税されます。名義変更・廃車など は早めの手続きをお願いします。	関東運輸局山梨運輸支局 笛吹市石和町唐柏1000-9 電話：050-5540-2039 <自動音声ガイダンス>
	☐	軽自動車及び二輪 (125 ccを超える もの)	廃車または 名義変更	右記へお問い合わせください。 ※毎年4月1日現在の所有者（使用者） に課税されます。名義変更・廃車など は早めの手続きをお願いします。	【軽自動車】 軽自動車検査協会 山梨事務所 笛吹市石和町唐柏792-1 電話：050-3816-3121 <自動音声ガイダンス> 【二輪】 関東運輸局山梨運輸支局 笛吹市石和町唐柏1000-9 電話：050-5540-2039 <自動音声ガイダンス>
	☐	国税関係	相続税手続き 所得税・消費税 申告手続き	右記へお問い合わせください。	甲府税務署 甲府市丸の内1-1-18 (甲府合同庁舎) 電話：254-6105
	☐	登記関係	法定相続情報 一覧図の写しの 交付 (法定相続情報 証明制度)	右記へお問い合わせください。 (※令和6年4月1日から相続登記の申請 が義務化されました。)	甲府地方法務局 甲府市丸の内1-1-18 (甲府合同庁舎) 電話：252-7151 (代表) <自動音声ガイダンス②>
			不動産の相続 登記		
			商業・法人の役員 などの変更登記		
☐	固定電話 (NTT東日本)	契約承継・解約	NTT 東日本の場合（まずは、右記へ連絡 してください）・相続人の本人確認書類・ 契約者の死亡が確認できる書類・契約 者と相続人の関係が確認できる書類	(NTT東日本の場合) 局番なし116 携帯からは 0120-116-000	
☐	固定電話 (NTT東日本以外)	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行って ください。	各契約会社	

その他、市役所以外で行う必要がある手続き（ご案内）

チェックリスト（各種手続き）

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

区分	☑	亡くなられた方	主な手続き	必要なもの	担当課
その他市役所以外で行う手続き	<input type="checkbox"/>	携帯電話	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
	<input type="checkbox"/>	インターネット			
	<input type="checkbox"/>	電気・ガス料金など			
	<input type="checkbox"/>	運転免許証	返納手続き	右記へお問い合わせください。	山梨県警察本部 運転免許課 南アルプス市下高砂825 電話：285-0533（代表）
	<input type="checkbox"/>	クレジットカード	解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
	<input type="checkbox"/>	NHK受信料	名義変更・解約	NHKに連絡し、手続きを行ってください。	NHK甲府放送局営業部 電話：255-2100 NHK受信契約 フリーダイヤル 0120-151515
	<input type="checkbox"/>	ケーブルテレビ		各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
手続きに要する証明書などについて	<p>○手続きに必要な書類の中には市役所で発行できるもの（戸籍謄・抄本、住民票の写し・税に関する証明書など）がありますので、各契約会社などにお問い合わせいただいてから市役所にお越しになると、手続きが進みやすくなります。</p> <p>○戸籍謄本などについては、手続きによってはコピーでも可能な場合がありますので、各契約会社などにご確認ください。</p> <p>○戸籍謄・抄本、住民票の写し、印鑑登録証明書など：本庁舎2階市民課、各窓口センターで申請してください。 ※改製原戸籍は、本庁舎2階市民課で申請してください。 （詳しくは、市民課・電話：237-5337 へお問合せください。）</p> <p>※印鑑登録証明書の交付には、必ず『印鑑登録証』の提示が必要です。</p> <p>○所得証明書、課税証明書など：本庁舎3階市民税課、各窓口センターで申請してください。</p> <p>○証明書の発行には所定の手数料がかかります。</p>				

MEMO

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>【必要なもの（参考）】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号 ※詳細は年金事務所にご確認ください。</p> <p>【手続き先】 年金事務所</p>

MEMO

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。 甲府税務署 ☎ 055-254-6105
事業廃止届出書		
個人事業の開業・廃業など届出書	1ヶ月以内	
給与支払事務所などの開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで	

チェックリスト（各種手続き）

改葬・墓じまいの手続きについて

「改葬・墓じまい」の手続きは、現在ご遺骨が埋葬されている墓地などのある市区町村に改葬許可申請を行い、許可を受ける必要があります。

市区町村により持ち物・手順などが異なる場合がありますので、申請先の市区町村に事前にご確認ください。甲府市内にある墓地などから他の墓地に移す場合の手続きの流れは、次のとおりです。

1 新たに埋葬する墓地を決める

2 「改葬許可申請書」に必要事項を記入する

申請書は甲府市役所市民課戸籍係の窓口で入手するか、甲府市のホームページから印刷してください。

3 墓地使用者から承諾をもらう

改葬許可申請者と墓地使用者が異なる場合は、墓地使用者から「改葬許可申請書」の墓地使用者の承諾欄に記入してもらいます。

4 墓地などの管理者から埋葬証明をもらう

現在埋葬されている墓地などの管理者から「改葬許可申請書」の墓地管理者の証明欄に証明してもらいます。

（埋葬証明書を別紙で添付することでも可）

5 改葬許可の申請及び許可証の受け取り

市民課戸籍係窓口で改葬許可申請書を提出し、改葬許可証をお受け取りください。

6 ご遺骨の取り出し

「改葬許可証」を現在の墓地管理者に提示してご遺骨を取り出します。

7 新しい墓地などへ埋葬する

新しい墓地の管理者に「改葬許可証」を提示し、ご遺骨を埋葬してもらいます。

担当課・問い合わせ先

市民課 戸籍係

2階①番窓口

☎ 055-237-5349

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

甲府・峡東クリーンセンターへのごみの持込みについて

持込み可能な日時

- ・月曜日から土曜日（祝日・振替休日・年末年始を除く）
- ・午前8時30分から正午 / 午後1時から5時まで

持込み処理料金

- ・家庭系ごみ10kgあたり103円（税込）

搬入方法

- ・「指定ごみ袋」、「ごみ処理券」を使用する必要はありません。
- ・「燃えるごみ」、「燃えないごみ」、「資源物」、「プラスチック製容器包装」、「ミックスペーパー」それぞれに分別して、透明または半透明袋（最大45L）に入れて持ち込んでください。（紙類資源物は、ひもなどで括束、ミックスペーパーは紙袋などに入れてください。）
- ・「資源物」、「プラスチック製容器包装」、「ミックスペーパー」については、無料です。（ただし、混載の場合は有料となります。）

その他

- ・お持込みになる同居家族または親族の方は、「一般廃棄物搬入申請書」を、車台数毎に提出してください。
- ・甲府市内で発生したごみであることが証明できるものを持参してください。（運転免許証、マイナンバーカード、保険証、公共料金の請求書など）
- ・粗大ごみの搬入方法は、「ごみの分け方・出し方」などで事前に確認をお願いします。
- ・「甲府市で収集しない物」及び事業活動に伴って発生した「産業廃棄物」は、甲府・峡東クリーンセンターに持込むことはできません。

問い合わせ先

甲府・峡東クリーンセンター
笛吹市境川町寺尾1440-1
☎ 055-266-7744

一般廃棄物搬入申請書

(あて先) 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合管理者

※太枠内をご記入ください。

令和 年 月 日

1. 申請者 (事業系は事業所名)	住 所		
	氏 名		
	電話番号		
	車両番号		
2. ごみの出た場所 上記の住所・氏名と同じ場合は、 <input type="checkbox"/> 同上の部分に <input checked="" type="checkbox"/> をつけてください。	<input type="checkbox"/> 同上		
	※ごみの出た場所が上記と違う場合、記入してください 住所 氏名 続柄		
3. ごみの種類	<input type="checkbox"/> 事業活動(個人商店を含む)で出たごみ		
	<input type="checkbox"/> 一般家庭で出たごみ		
4. 内訳 該当する箇所の <input checked="" type="checkbox"/> をつけてください。	区 分	例 示	
	<input type="checkbox"/> 可燃ごみ	紙類、生ごみ、布団類、可燃家具、庭木の枝 等	
	<input type="checkbox"/> 不燃ごみ	不燃家具、陶磁器 等	
	<input type="checkbox"/> 資源物	新聞、段ボール、缶・ビン、プラスチック製容器包装 ペットボトル、雑誌 等	
	<input type="checkbox"/> 動物類	<input type="checkbox"/> 犬(飼い主氏名 ペット名)	
		<input type="checkbox"/> 猫、その他動物	
<input type="checkbox"/> その他			
5. 注意事項の確認	<input type="checkbox"/> 下記注意事項について同意しました。		

注意事項

- ごみ等の荷卸しは、原則として搬入者が行って下さい。
- 区域外のごみ(ごみ袋含む)、処理不適物が発見された場合は、お持ち帰りいただきます。
- 事業活動で出たごみのうち、不燃ごみ、資源ごみについては種別や搬入理由等の確認を行います。

<受付者記入欄>

確認事項	受付時間：				受付 No.			
	甲府市		笛吹市		山梨市		甲州市	
	事業	生活	事業	生活	事業	生活	事業	生活
	<input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 住基カード <input type="checkbox"/> その他 ()							
	ごみの荷卸し		<input type="checkbox"/> 問題なし		<input type="checkbox"/> 一部持帰り(口頭説明)			
	金額				計量担当者			

チエックリスト(各種手続き)

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

MEMO

チェックリスト（各種手続き）

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト（各種手続き）

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期日	備考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。本籍がある役所で、相続に使用するため、出生から死亡までの戸籍謄本を取得してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また不動産は、その所在する役所において「名寄帳」を取得することで、その情報を知ることができます。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☑	項目	期 日	備 考
☐	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数
☐	相続登記の申請	3年以内	相続又は遺贈により不動産を取得した相続人は、その取得を知った日から3年以内に相続登記を申請しなければなりません。 また、遺産分割により不動産を取得した相続人についても、遺産分割の日から3年以内に相続登記を申請しなければなりません。 ※登記が完了しない場合は、11ページの相続人代表者「現所有『代表』者」の指定の手続きをお願いします。

MEMO

家系図

チェックリスト（各種手続き）

市役所外の主な手続き

相続について

委任状



- … 継承順位第一位
- … 継承順位第二位
- … 継承順位第三位

被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チェックリスト（各種手続き）

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

あなたの
相続手続きを
応援します！

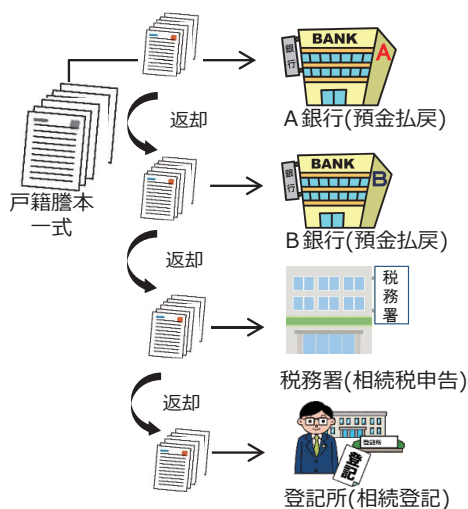
法定相続情報証明制度



「法定相続情報証明制度」とは、相続人が法務局（登記所）に必要な書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを証明する制度です。

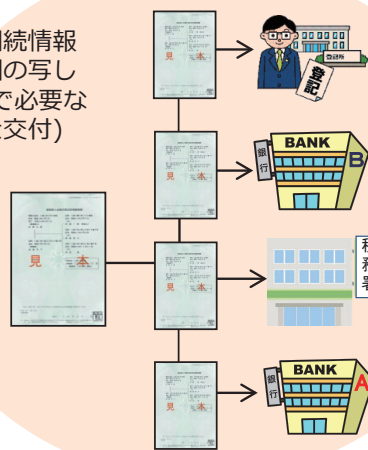
この制度を利用すると、相続登記を含む各種相続手続きで戸籍謄本一式の提出の省略が可能となります。(*1) *1 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご確認ください。

● 制度を利用しない場合



● 制度を利用した場合

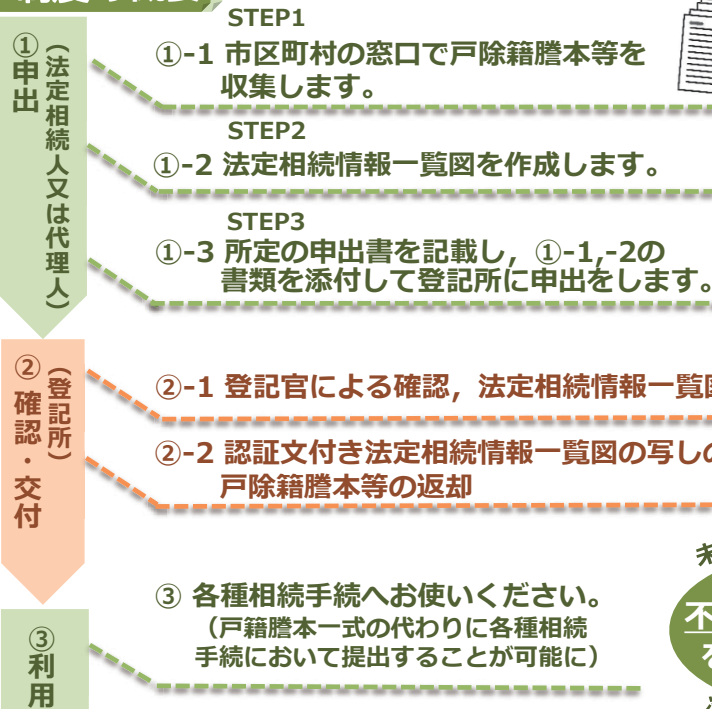
法定相続情報
一覧図の写し
(無料で必要な
通数を交付)



ポイント！

相続手続きがいくつも
ある場合にお勧めで
す。手続きが同時に進
められ、時間短縮に
つながります。被相
続人の死亡に起因す
る遺族年金等の請求
手続きや相続税の申告
にも使用できます。

制度の概要



ポイント！

戸籍の収集や一
覧図を作成する
時間がとれない
などの場合は、
専門家 (*2) に依
頼することも可
能です。

*2 弁護士、司法書士、
土地家屋調査士、税理士、
社会保険労務士、弁理士、
海事代理士、行政書士

未来につなぐ相続登記
不動産の相続登記
をお忘れなく！
次の世代へのつとめです



法定相続情報証明制度の詳しい手続きは、[法務局ホームページ](#) をご覧ください。



甲府地方法務局

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

未来につなぐ相続登記

未来へつなぐ



相続登記

相続登記はお済みですか？

地域の活性化

相続登記をしないと…

- 再開発が進まない
- 空き家の管理・利活用ができない
- 不動産取引がおそくなる

安全・安心なくらし

相続登記をしないと…

- 公共事業が進まない
- 防災・減災の取り組みができない
- 災害復旧に大きな労力・時間がかかる

令和6年4月1日から
相続登記は
義務化されました。

相続登記が

さまざまなトラブルを 防止します！

未来につなぐ

相続登記をしないと…

- 2次3次の相続が発生し、手続きがますます難しくなる
- 「争続」問題になってしまう

産業の推進

相続登記をしないと…

- 農地の集約化ができない
- 農地・山林が放置されてしまう

相続に関する登記についてのご相談は

山梨県司法書士会
055-253-6900

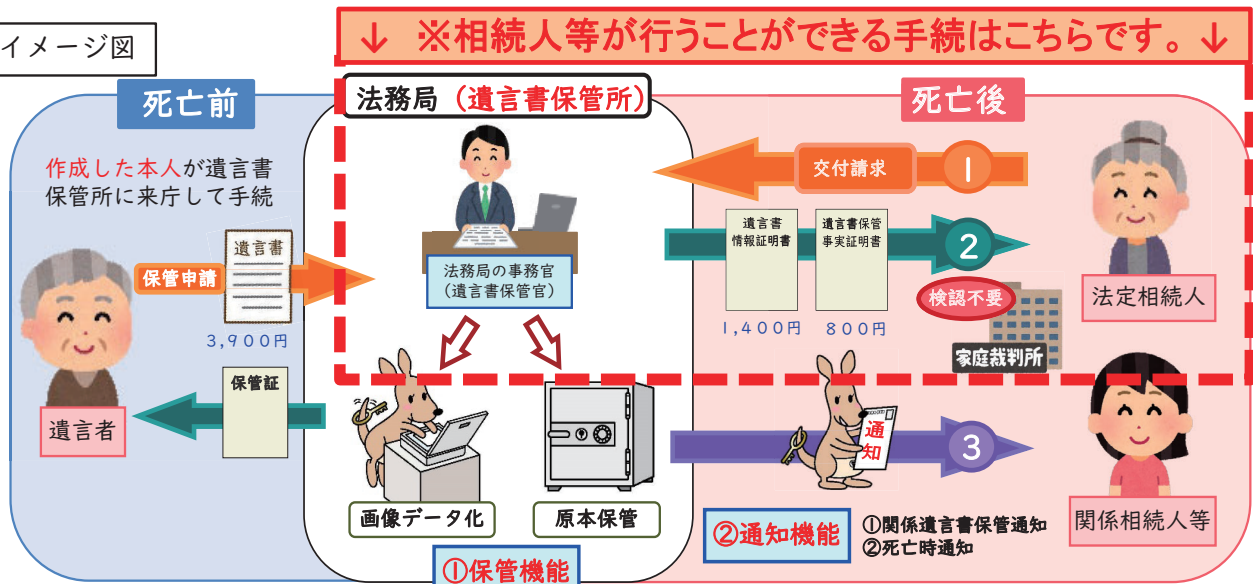
甲府地方法務局
055-252-7151

山梨県土地家屋調査士会
055-228-1311

自筆証書遺言書保管制度のご案内

遺言者が自筆証書遺言書の保管を法務局に申請し、お亡くなりになった際には、法務局から相続人等へ遺言書が保管されていることをお知らせしたり、相続人等が遺言書の内容の証明書を取得することができる制度です。

イメージ図



公的機関である法務局の遺言書保管官が、保管申請のあった自筆証書遺言書について、法律で定められた形式への適合を外形的に確認し、長期間大切に保管するため、時間と手間のかかる家庭裁判所の検認が不要となります。

メリット

- ✓ 遺言書の紛失・亡失・隠とく・改ざんなし
- ✓ 相続人等へ通知がされる
- ✓ 家裁の検認手続が不要
- ✓ 方式不備による無効が減少
- ✓ 保管料 3,900円
- ✓ いつでも撤回可能

保管申請の持参物

- 1 遺言書
- 2 保管申請書
- 3 本籍及び筆頭者の表示のある住民票の写し
- 4 写真付きの本人確認資料
(運転免許証, マイナンバーカード)
- 5 手数料 3,900円 (収入印紙)

この制度や手続について詳しくお知りになりたい場合は、甲府地方法務局のホームページをご覧ください。以下に記載の最寄りの法務局(遺言書保管所)までお問合せください。

●甲府地方法務局ホームページ(遺言書保管)

https://houmukyoku.moj.go.jp/kofu/page000001_00135.html

●お問合せ先

- 甲府地方法務局供託課(遺言書保管)
055(252)7151(代表)
甲府地方法務局鵜沢支局(総務係)
0556(22)0148
甲府地方法務局大月支局(総務係)
0554(22)0799



遺言書ほかんぐるー

あなたの大切な遺言書を法務局(遺言書保管所)が守ります。

委任状に関するご案内

死亡に伴う手続きを代理の方が行われる場合は、委任状が必要となります。
このページの委任状をご記入のうえ、切り離してご利用ください。

※ 必ず委任者が代理人、委任事項を自書・押印し、原本を提出してください。

※ 下記の委任行為、委任事項について、委任者へ電話で確認させていただく場合がありますので、日中に連絡が取れる連絡先電話番号を記入してください。

委 任 状

(あて先) 甲府市長
令和 年 月 日作成

委任者 (頼む方)

住所 _____

氏名 _____ ⑩
(生年月日 大正・昭和・平成・令和 年 月 日)

連絡先電話番号 _____

_____ の死亡に伴う次の事項について、次の者に委任します。

代理人 (頼まれて窓口に来る方)

住所 _____

氏名 _____

委任事項 (委任する事項に☑を付してください)

- 相続手続きに必要な戸籍(除籍)、改製原戸籍の謄(抄)本及び住民票(除票)の交付申請及び受領に関する権限
- 国民健康保険、市税(固定資産税・軽自動車税)に関する手続き
- 相続登記用の固定資産評価証明書(土地:全部・一部)(家屋:全部・一部)等の交付申請及び受領に関する権限

(注1) 相続登記では、登記申請日時点での最新年度の固定資産評価証明書が必要です。
固定資産評価証明書は、毎年4月1日に最新年度が替わります。

(注2) 戸籍証明書及び住民票の広域交付は、委任状では請求できません。

発 行 甲府市
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 月 2024年4月

この冊子は、広告主の協賛により作成されたものです。
広告主および広告内容を甲府市が推奨するものではありません。
広告内容に関しては、直接広告主にお問い合わせください。